

松阪市 安全で安心なまちづくりの 推進に関する行動計画 (第三期)



令和5年2月

松 阪 市

目次

第1章	はじめに	
1-1	行動計画策定	1
第2章	計画の基本的な考え方	
2-1	計画の目的	1
2-2	計画の名称	1
2-3	計画の取り組む分野	2
2-4	計画の位置づけ	2
2-5	計画期間	2
第3章	計画の推進体制・構成	
3-1	推進体制	3
3-2	計画の構成	4
第4章	交通安全対策	
4-1	基本的な目標	5
4-2	現状と課題	5
4-3	『市民意識調査』結果(抜粋)	10
4-4	取組課題	12
4-5	行動計画の指標	12
4-6	具体的な行動	13
第5章	防犯対策	
5-1	基本的な目標	16
5-2	現状と課題	16
5-3	取組課題	19
5-4	行動計画の指標	20
5-5	具体的な行動	20
第6章	おわりに	24
資料編		
1	松阪市安全・安心施策推進協議会 委員名簿	25
2	松阪市交通安全条例	26
3	松阪市交通指導員設置要綱	28
4	松阪市交通安全サポート事業所登録制度実施要項	30
5	松阪市市民生活・安全防犯条例	32
6	松阪市安全・安心施策推進協議会規則	34
7	松阪市防犯カメラ設置補助金交付要綱	36
8	松阪市特殊詐欺等被害防止機器購入補助金交付要綱	40
9	松阪市犯罪被害者等支援要綱	42
10	松阪市犯罪被害者等日常生活支援事業実施要綱	44
11	用語集	46

第 1 章

はじめに

1 - 1 行動計画（第三期）の策定

松阪市では、平成 27 年 6 月に「松阪市安全・安心施策推進協議会」を設立し、安全で安心なまちづくりを進め、地域や行政などが共通の認識を持って課題に取り組む指針として、平成 28 年 3 月に「松阪市 安全で安心なまちづくりの推進に関する行動計画」を策定しました。

平成 31 年 3 月には、第一期の取組内容を精査し、加筆修正を行った上で、「松阪市安全で安心なまちづくりの推進に関する行動計画（第二期）」を策定し、第一期と同様に交通安全対策、防犯対策、自殺対策、高齢者の安全対策、子どもの安全対策、災害対策の 6 分野において、現状と課題を認識しつつ基本的な目標を設定しながら、行動計画の指標を設定して、具体的な行動に基づいて取り組みを進めてきました。

第二期行動計画の策定後 3 年が経過しましたが、情報化や高齢化などの社会情勢が複雑化する中で、自殺対策、高齢者の安全対策、子どもの安全対策、災害対策の 4 分野については、各担当部署において多種多様の計画が既に立案され、様々な取り組みが行われていることもあり、今回策定した行動計画においては、取組テーマを「交通安全対策」、「防犯対策」の 2 テーマにしぼり、交通安全部会、防犯部会において協議を重ね取りまとめたものが「松阪市 安全で安心なまちづくりの推進に関する行動計画（第三期）」となります。

第2章

計画の基本的な考え方

2-1 計画の目的

安全で安心なまちづくりの観点から、事故などの予防施策や課題解決のため、地域と協働しながら本市として取り組む具体的な施策を計画すること、そして自主的な地域活動への積極的な支援、そのほか様々な環境整備をするなど、安全で安心に暮らせるまちづくりを推進していくことを目的とします。

2-2 計画の名称

本計画の名称は「松阪市安全で安心なまちづくりの推進に関する行動計画(第三期)」とします。

2-3 計画の取り組む分野

安全・安心なまちづくりを推進するため、以下の2つの分野に取り組むものとします。

取組分野	
① 交通安全対策	② 防犯対策

2-4 計画の位置づけ

本計画は、『松阪市市民生活安全・安心防犯条例』に基づいた、安全で安心なまちづくりを推進するための計画です。

また、本市の「松阪市総合計画～明るいわ！楽しいわ！松阪やわ！～」(※2)を上位計画として、それぞれの分野の課題をさらに詳細にピックアップして取り上げ、課題に対する行動計画の指標や具体的な行動を示したものです。

2-5 計画期間

計画期間は、令和4年度から令和6年度までの3年間とします。

なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化に応じて見直しを行い、より効果的かつ効率的に行動計画の展開に努めます。

第3章

計画の推進体制・構成

3-1 推進体制

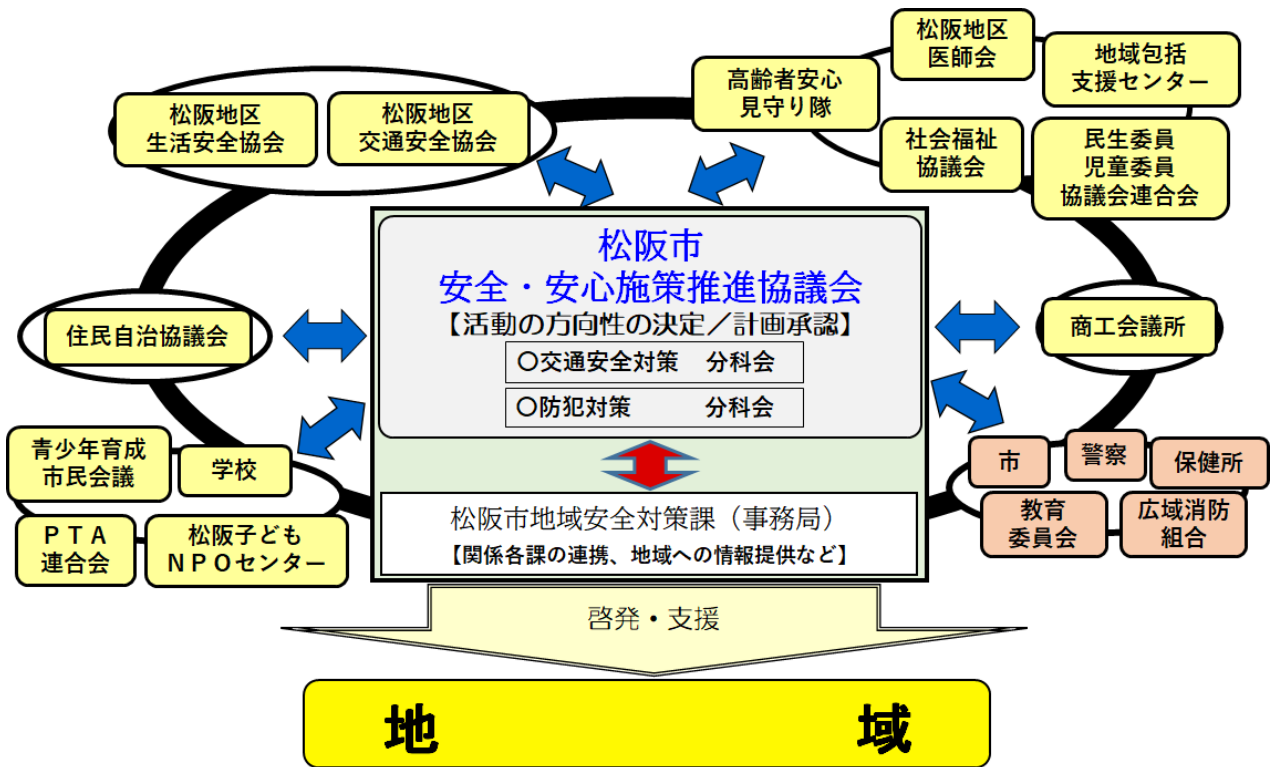
(1) 松阪市安全・安心施策推進協議会

本市の安全で安心なまちづくりに関する取組を総合的に推進する体制として、地域（住民自治協議会や自治会）、市、警察署などの団体で構成される「松阪市安全・安心施策推進協議会」により、計画の推進を図ります。

(2) 分科会

分野別の取組を関係団体や関係機関が推進していくため、本協議会内に2つの分科会を構成して、情報共有を図るとともに、分野別の取組を推進していきます。

【組織のイメージ図】



3-2 計画の構成

(1) 基本的な目標

松阪市総合計画の市民と共有する安全で安心なまちづくりへの基本的な目標を記載しています。

(2) 現状と課題

各分野における本市を取り巻く現状と課題を掲載しています。

(3) 取組課題

内容の類似するものを整理、優先順位、実現の是非などについて協議を行い、各分野における取組課題を選定しました。

(4) 行動計画の指標

令和4年以降3か年の行動計画を評価するため、令和6年度における目標を設定し、同年度までには目標に到達するために計画を推進します。

(5) 具体的な行動

安全で安心なまちづくりを実現することを目的として、市や関係機関・団体、地域が推進すべき具体的な取組について、主な取組・概要・推進主体を掲載しています。

第4章

交通安全対策

4-1 基本的な目標

マナーの向上を果たし交通事故が少ないまちづくり

交通事故から市民の生命、身体及び財産を守るため、交通安全意識の高揚や交通ルールの遵守、正しい交通マナーの向上に取り組み、交通死亡事故ゼロ及び交通事故負傷者数の減少を目指します。

4-2 現状と課題

(1) 現状

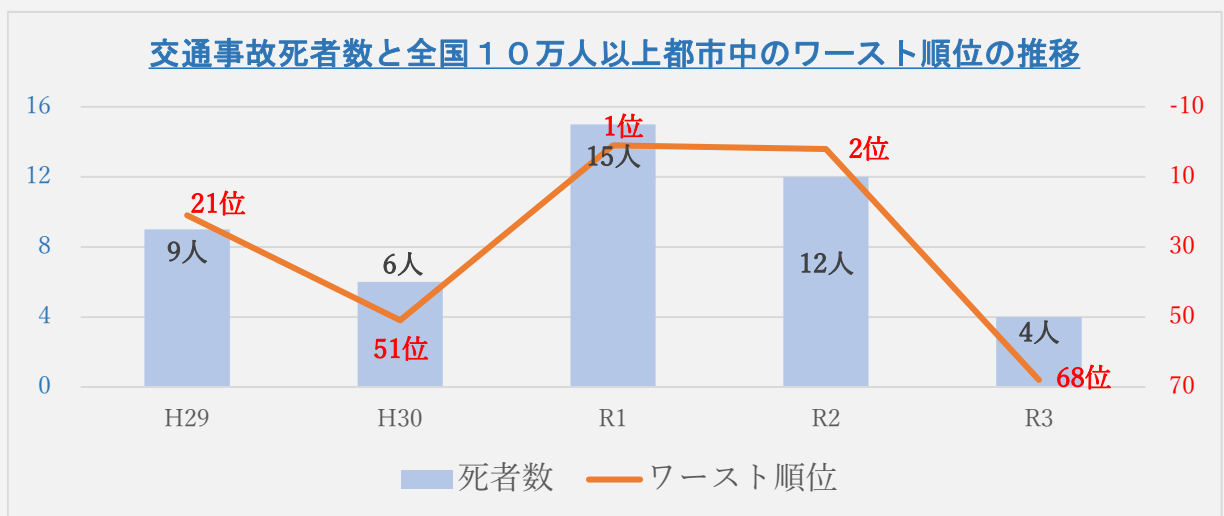
- ① 過去5年間の交通事故死者数・全国人口10万人以上都市中のワースト順位の推移

(平成29年～令和3年)

- 令和元年は交通事故死者数15人(ワースト1位)。昨年(令和3年)は交通事故死者数4人(ワースト順位68位)と減少傾向にあるものの予断を許さぬ状況

【図表1 参照】

【図表1】



区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
死者数	9	6	15	12	4
ワースト順位	21	51	1	2	68

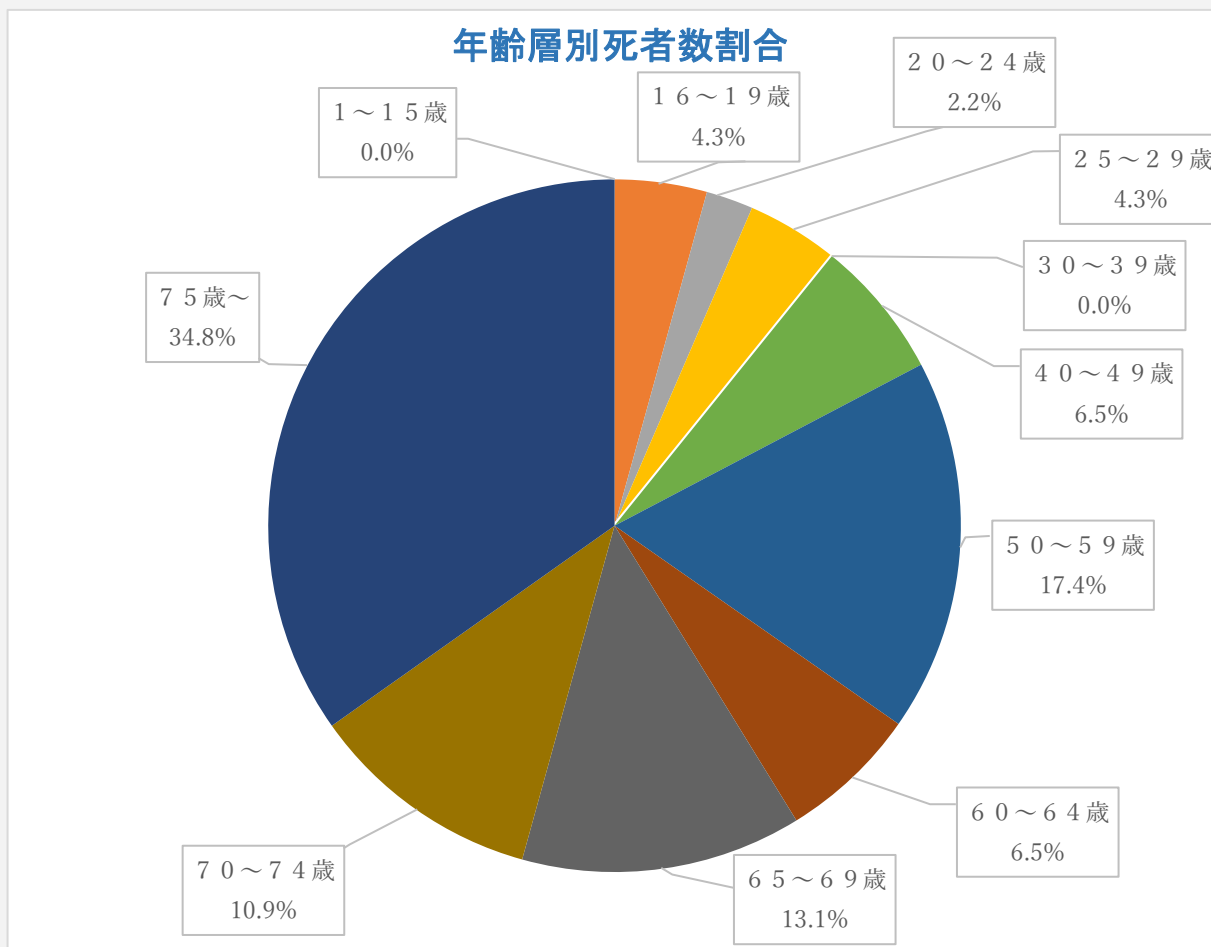
② 松阪市内における交通死亡事故の特徴（過去5年）

○ 高齢者が約6割を占める

- ・ 交通事故死者数46人のうち、高齢者は27人（構成率58.7%）
（※令和3年中の交通事故死者数は4人で、全て高齢者）
- ・ 高齢者の状態別内訳は、四輪乗車中7人（構成率25.9%）、
二輪乗車中4人（構成率14.8%）、
自転車乗車中3人（構成率11.1%）、
歩行中13人（構成率48.2%）

【図表2参照】

【図表2】



令和3年中 松阪市交通死亡事故概要

	発生月	事故形態	当事者（死亡）
①	3月	軽四乗用車 × 大型自動二輪車	大白二：69歳
②	5月	軽四乗用車 × 歩行者	歩行者：80歳
③	11月	普通乗用車 × 自転車	自転車：87歳
④	11月	普通乗用車（自損）	同乗者：87歳

高齢者の死亡者数と状態

状態	人数					
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	計
四輪乗車中	0	1	3	2	1	7
二輪車乗車中	0	1	1	1	1	4
自転車乗車中	1	0	0	1	1	3
歩行者	3	2	4	3	1	13
計	4	4	8	7	4	27

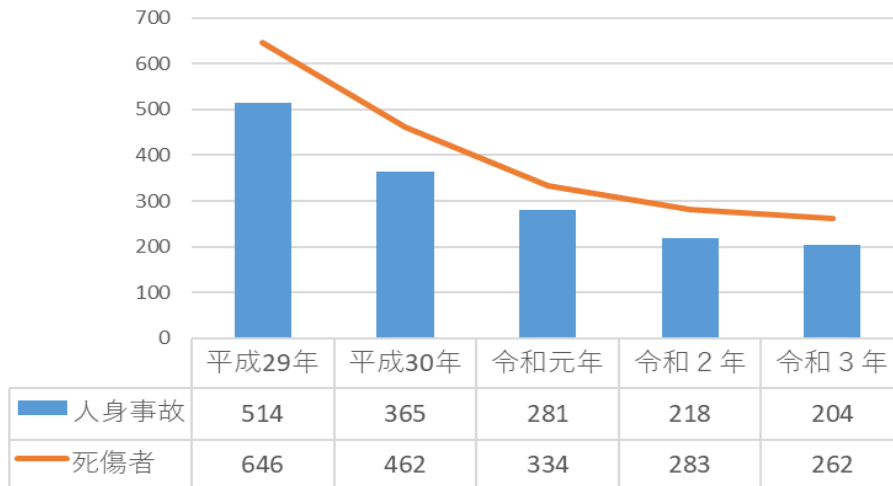
- 交通弱者（歩行中・自転車乗車中）が約4割を超える
 - ・ 交通事故死者数46人のうち、交通弱者は19人（構成率41.3%）
- シートベルト非着用者が6割を超える
 - ・ 自動車乗車中の交通事故死者数14人のうち、シートベルト非着用者は9人

③ 松阪市内における交通事故（人身事故）の特徴（過去5年）

- 人身事故件数・死傷者数
 - ・ 人身事故 計1,582件 死傷者1,987人

区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	計
人身事故	514	365	281	218	204	1,582
死傷者数	646	462	334	283	262	1,987

人身事故件数・死傷者数の推移

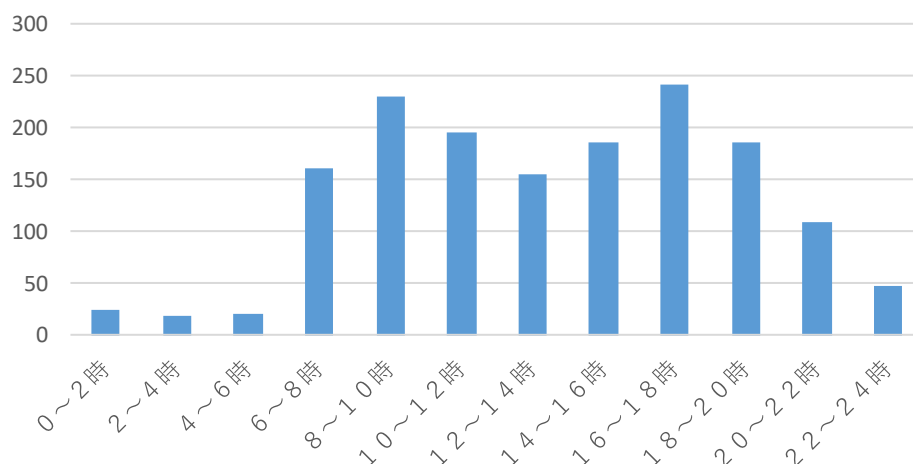


○ 時間帯別 人身事故件数

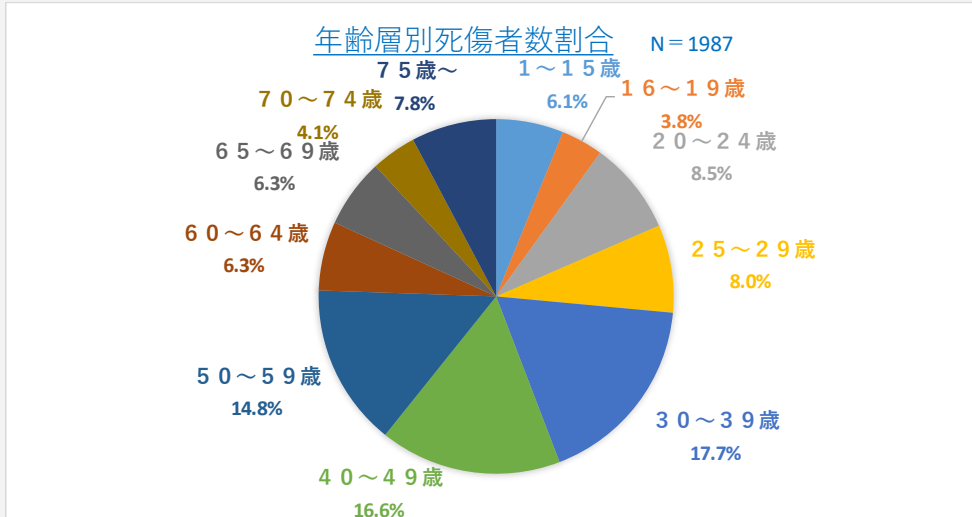
- ・ 8～10時、16～18時に発生が多い

時間帯	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	計
0～2時	8	7	1	7	1	24
2～4時	6	2	5	5	1	19
4～6時	7	4	3	3	4	21
6～8時	55	33	31	24	19	162
8～10時	72	57	48	29	25	231
10～12時	60	45	41	28	22	196
12～14時	54	35	21	21	25	156
14～16時	64	46	31	19	26	186
16～18時	72	54	38	38	41	243
18～20時	62	43	31	29	22	187
20～22時	41	26	21	12	10	110
22～24時	13	13	10	3	8	47
計	514	365	281	218	204	1,582

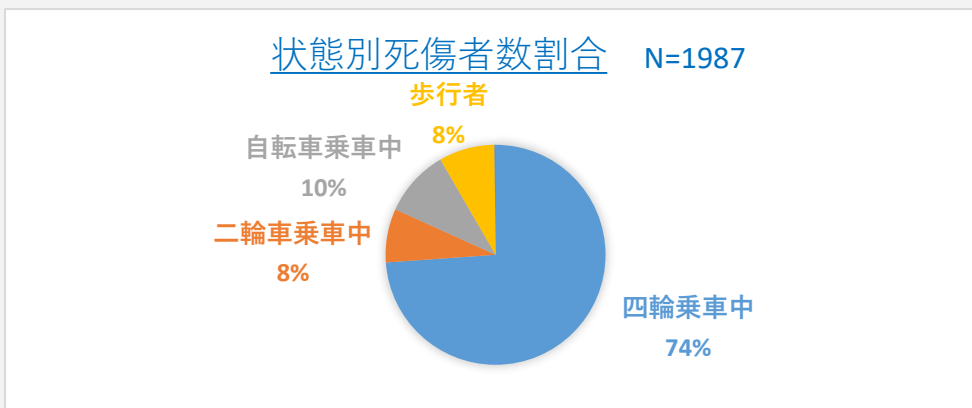
時間帯別 人身事故件数



○ 年齢層別 死傷者数（平成 29 年～令和 3 年）



○ 状態別 死傷者数（平成 29 年～令和 3 年）



状態別	内死者数	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	計
		四輪乗車中	476	358	241	211	182
	内死者数	3	1	6	3	1	14
二輪乗車中	50	38	30	17	22	157	
	内死者数	1	3	5	3	1	13
自転車乗車中	66	38	36	27	29	196	
	内死者数	1			2	1	4
歩行者	53	27	27	28	28	163	
	内死者数	4	2	4	4	1	15
その他	1	1				1	3
	内死者数						0
計	646	462	334	283	262	1,987	
	内死者数	9	6	15	12	4	46
弱者構成率		18.4%	14.1%	18.9%	19.4%	21.8%	
	内死者	55.6%	33.3%	26.7%	50.0%	50.0%	

(2) 課 題

- ① 子どもと高齢者を始めとする交通弱者の交通事故抑止対策
- ② 交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図るための交通安全対策
- ③ 高齢者の運転による交通事故抑止対策

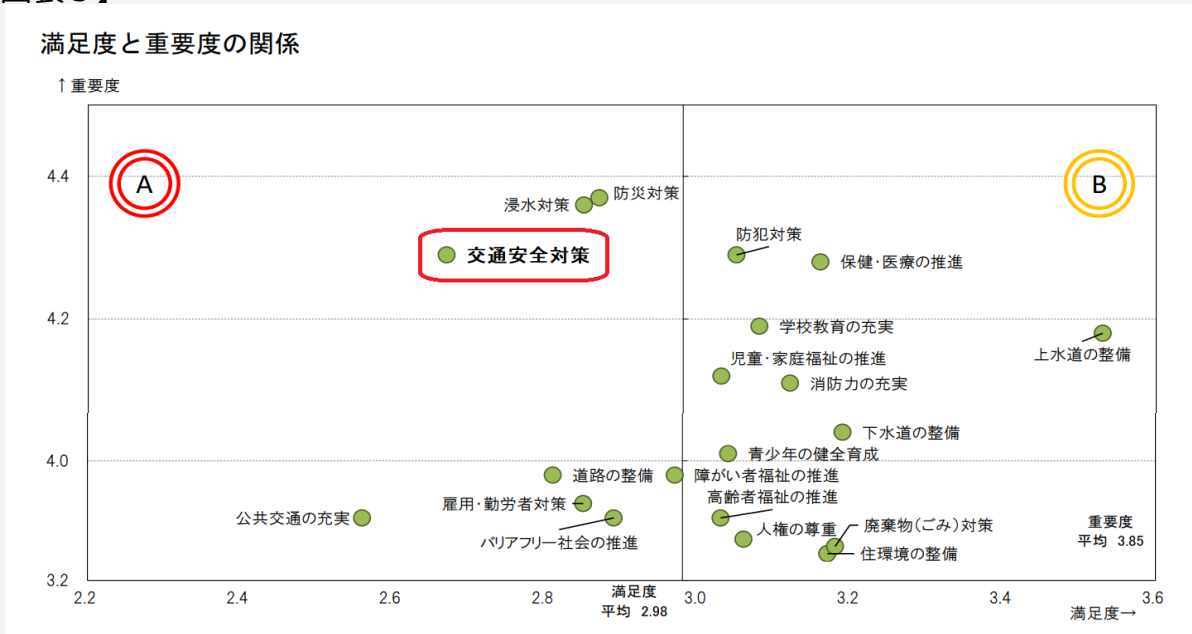
4-3 『市民意識調査』結果（抜粋）

- 令和3年度実施の市民意識調査（注1）の結果、交通安全対策については、市民が優先して求めている「最重要項目」となっている。
- 「松阪市の良くないところ」として、「交通マナーが悪い」（※脚注）と感じる市民が多数。

注1 38項目の施策について、「満足度」と「重要度」の観点からどのように感じているかを聴取し、市民が優先して求めている「最重点項目」を分析

【図表3 参照】

【図表3】

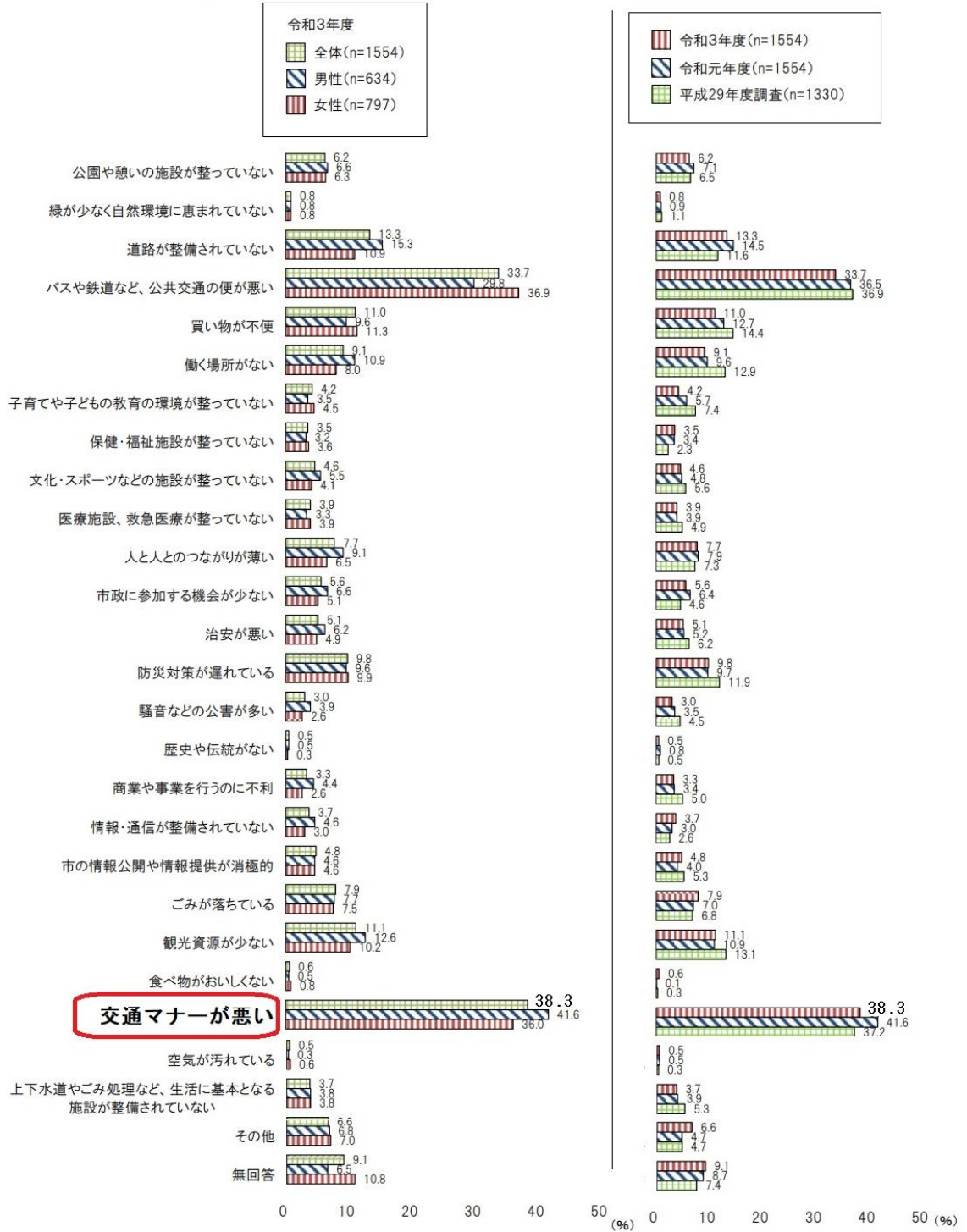


※脚注「交通マナーが悪い」が 38.3%で最も高い

【図表4 参照】

【図表4】

問5(2) 松阪市の良くないところ



4-4 取組課題

(1) 交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図るための交通安全教育の推進が必要です。

～交通安全教育・講習の推進

(2) 子どもと高齢者を始めとする交通弱者の交通事故抑止対策の推進が必要です。

～交通安全教育・講習の推進 ～運転免許証自主返納に関する取組

(3) 地域からの意見を生かし、住民自治協議会などを中心に警察、行政などの、関係機関が連携しながら取り組む対策を推進していくことが望まれます。

～地域を活かす取組・活動 ～サポーターの支援強化

4-5 行動計画の指標

目標設定指標	基準値（令和3年度）	目標値（令和6年度）
交通安全教室参加者数	11,401人	19,000人以上
高齢ドライバードラレコ運転診断講習受講者数	0名（コロナ禍で中止）	60名
松阪市交通安全サポート事業所（※3）の登録数	35事業所	60事業所

4-6 具体的な行動

(1) 交通ルール・マナーの向上

① 主な取組

- 学校、地域等と連携して歩行者・自転車利用者の交通マナー向上に取り組みます。
- 高齢者ドライバーの運転操作能力の向上や交通ルールの遵守を図ります。
- 松阪市交通安全サポート事業所の登録事業を推進します。

② 概要

交通事故を減少させるためには、年齢層に応じた交通安全教室、警察、交通安全協会などの関係機関・団体と連携した広報啓発活動だけではなく、地域に密着した交通安全対策を継続して実施する必要があります。

このため、学校や地域等で行う交通安全教室への参加者の増加を呼びかけ、「横断歩道ハンドサインキャンペーン(※4)」や「まもってくれてありがとう運動(※5)」の周知を図り、歩行者における交通マナーの向上を図るとともに反射材を配布し、交通事故防止に繋げる。併せて、将来、車のドライバーとなる子ども世代等に対し、自転車の正しい運転方法、交通ルール等指導し、以後、長期的な視野で自転車、車の両面で交通マナーの向上を目指します。

また、令和2年度より実施している高齢ドライバードラレコ運転診断講習(※6)により、自分の運転操作の見直しを図ります。また、免許返納の時期を考える機会としてもらい交通事故の減少に繋げ、交通ルール・マナーの向上を図ります。

平成27年度より実施している松阪市交通安全サポート事業所の登録事業所数の継続拡充、登録事業所に対して交通安全研修の提案、登録事業所と連携した交通安全対策を行い、企業全体で交通安全に取り組むことで従業員及びその家族、地域住民の交通安全意識を高め、交通事故の減少を図ります。

③ 推進主体

市(地域安全対策課、教育委員会学校教育課、教育委員会学校支援課他)・松阪警察署・地域(住民自治協議会や自治会等)・事業所

◇ 『交通安全教室参加者数』の増加を推進

○ 松阪多気地区住民に密着した交通安全教育を推進し、一人ひとりへの交通安全意識の浸透を図り、「交通事故を起こさない、交通事故に遭わない」まちづくりに寄与することを目的とする。

○ 松阪多気地区交通安全対策会議交通安全教育指導員設置要綱

(令和2年2月1日 改正)

松阪多気地区交通安全対策会議交通安全教育指導員実施要領

(平成25年4月1日 改正)

に準拠する

○ 交通安全教室の実施状況

平成18年9月～ 令和4年7月5日 5,000回を達成(松阪多気地区)

※令和3年末までに、延べ356,417人を対象に実施

※令和3年度の実績

対象	回数	対象人数(延べ人数)
保育園	60	2,993
幼稚園	35	1,736
小学校	68	4,403
中学校	14	1,900
高齢者	8	212
一般その他	3	157
計	188	11,401

(2) 地域と行政が連携協働した活動の実施

① 主な取組

- 交通街頭指導への参加を呼びかけ、市、松阪市交通指導員(※7)、警察、交通安全協会、PTA、地域や学校等と連携協働し、子どもと高齢者等の交通事故防止を図る。
- 地域からの意見を生かし、住民自治協議会などを中心に警察、行政等と連携しながら対策を図る。

② 概要

本市では、交通事故を減少させる活動として、まず、早朝街頭指導等、子どもから高齢者まで交通事故から守る活動を推進します。

特に、通学時の子どもたちと高齢者の安全確保のため、警察、行政、地域等と連携しながら交通事故防止を図ります。

また、地域等からの要望も踏まえた通学路等の危険箇所や交通事故多発箇所に対する対策を警察、行政等と連携しながら対策を図ります。

③ 推進主体

市（地域安全対策課、教育委員会学校教育課、教育委員会学校支援課他）・松阪警察署・交通安全協会、地域（住民自治協議会や自治会、PTA等）・事業所

第5章

防犯対策

5-1 基本的な目標

地域コミュニティを高め安心して暮らせるまちづくり

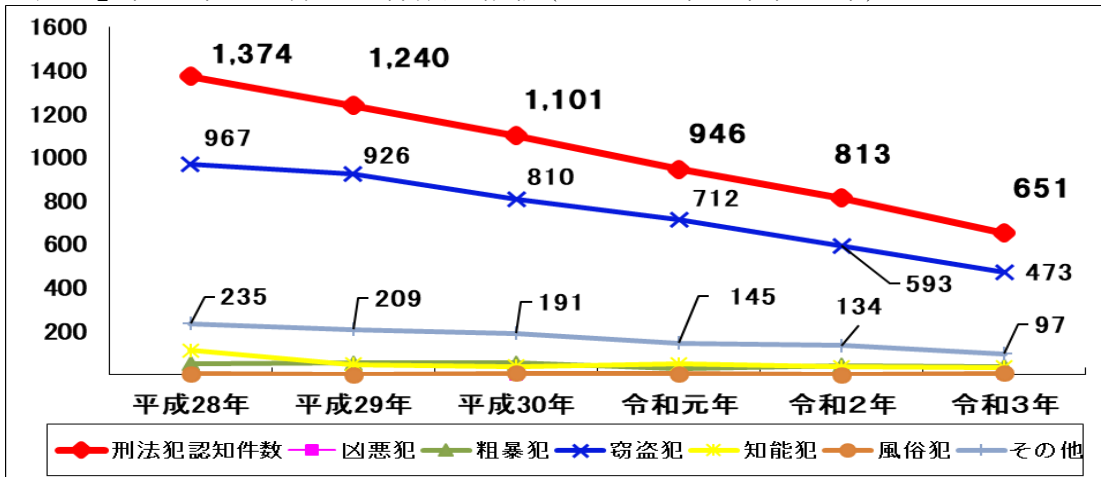
地域、事業者、警察などの関係機関・団体との協働及び連携を強化するとともに、自分たちの地域は自分たちで守るという意識のもと、「犯罪のない」「犯罪被害に遭わない」「暴力のない」安全で安心な明るい地域社会の実現を目指します。

5-2 現状と課題

(1) 現状

- ① 犯罪認知件数は、三重県、松阪警察署管内ともに平成14年をピークに減少しています。平成28年から令和3年の6年間に於いても、減少傾向となりました。

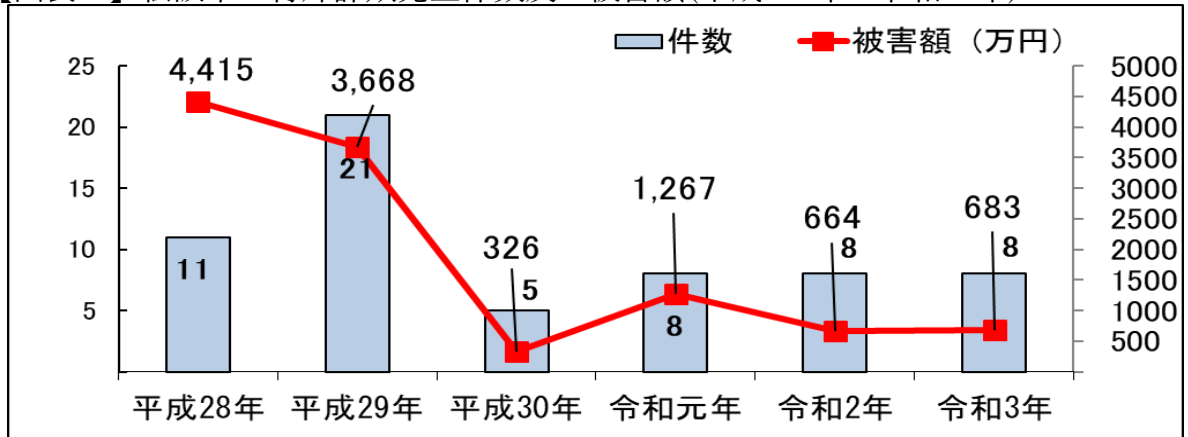
【図表2】松阪市の犯罪認知件数の推移(平成28年～令和3年)



年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
刑法犯認知件数	1,374	1,240	1,101	946	813	651
凶悪犯	3	4	1	6	6	2
粗暴犯	52	54	54	30	43	39
窃盗犯	967	926	810	712	593	473
知能犯	112	47	38	49	36	33
風俗犯	5	0	7	4	1	7
その他	235	209	191	145	134	97

- ② 不審者事案は、市内において発生しており、女性や子どもが特に狙われる対象となっています。
- ③ 特殊詐欺（※8）に係る被害件数と金額共に、大きくは増減しなくなってきました。市内においても、特殊詐欺と思われる電話は発生し続けており、社会情勢の変化等に応じて手口の巧妙化・多様化が進んでいます。

【図表3】松阪市の特殊詐欺発生件数及び被害額(平成28年～令和3年)



【図表4】松阪市の65歳以上の特殊詐欺発生件数及び被害額(平成28年～令和3年)

65歳以上人数	平成28年			平成29年			平成30年			令和元年			令和2年			令和3年		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
	4	5	9	3	8	11	1	1	2	1	6	7	0	5	5	2	4	6
被害額	約3,387万円			約2,743万円			約300万円			約333万円			約528万円			約368万円		

【図表5】松阪市内で発生した特殊詐欺の被害内容と被害額(平成28年～令和3年)

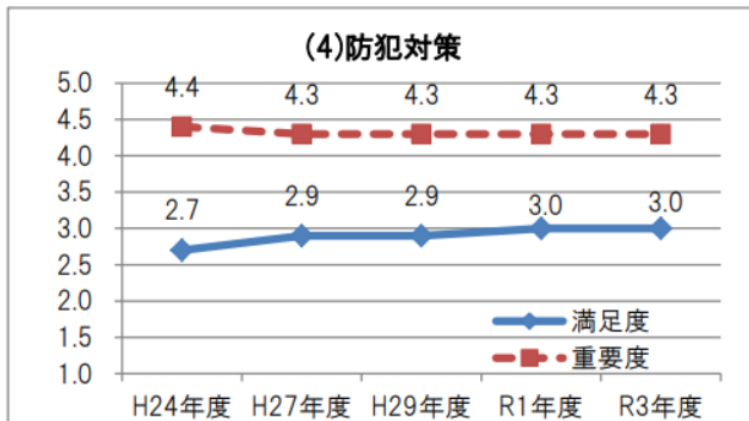
	平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		
	発生件数	被害額(万円)	発生件数	被害額(万円)	発生件数	被害額(万円)	発生件数	被害額(万円)	発生件数	被害額(万円)	発生件数	被害額(万円)	
振り込み詐欺	オレオレ詐欺	4	1,914	7	770	1	100	6	333	1	117	0	0
	預貯金詐欺	—	—	—	—	—	—	0	0	2	24	1	0
	架空請求詐欺	3	113	11	2,681	3	25	1	86	0	0	3	162
	融資保証金詐欺	1	278	0	0	1	201	0	0	2	19	1	369
	還付金等詐欺	1	100	3	217	0	0	0	0	0	0	1	99
	振り込み詐欺の合計	9	2,405	21	3,668	5	326	7	419	5	160	6	630
振り込み詐欺以外	金融商品等取引名目の詐欺	2	2,010	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	異性との交際あっせん名目の詐欺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ギャンブル必勝法情報提供名目詐欺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	キャッシュカード詐欺盗	—	—	—	—	—	—	1	848	3	505	2	53
	その他の特殊詐欺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	振り込み詐欺以外の合計	2	2,010	0	0	0	0	1	848	3	505	2	53
特殊詐欺合計	11	4,415	21	3,668	5	326	8	1,267	8	665	8	683	

- ④ 全体的な犯罪認知件数は減少していますが、重大・凶悪な事件は発生し続けており、メール等による公共機関などを対象とした脅迫事件など、社会全体を不安にする案件も発生しています。
- ⑤ 児童生徒の携帯電話やスマートフォン、パソコンの利用拡大に伴い、SNS 上でのトラブルやいじめが課題となっています。
- ⑥ 犯罪被害者が抱える問題や負担軽減を図るため、平成 30 年 9 月から地域安全対策課窓口に、「犯罪被害者支援窓口」を設置し、平成 31 年 4 月 1 日から、「松阪市犯罪被害者等支援要綱」、「松阪市犯罪被害者等日常生活支援事業実施要綱」に基づいた支援体制を開始しています。

(2) 課 題

- ① 犯罪認知件数は減少傾向にありますが、空き巣や自転車盗などの市民に身近な犯罪は発生し続けています。
- ② 令和 3 年の「市民意識調査」では、防犯に対する重要度は非常に高いのですが、満足度はさほど高くはありません。市民にとってもっと安心できるような防犯体制が必要であると考えます。

【図表 5】「令和 3 年松阪市市民意識調査」より『防犯対策』を抜粋



- ③ 振り込め詐欺をはじめとした特殊詐欺被害は、高齢者の被害が多い状況です。
- ④ 通学路等において、不審者事案が発生しています。見守り活動や防犯パトロールの実施が必要です。
- ⑤ 自主防犯パトロール団体(※ 9)の登録数が伸び悩んでいます。青色回転灯防犯パトロール団体(※10)などを中心に自主防犯活動に積極的に取り組んでいます。近年、団体数及び実施者数については減少しています。
- ⑥ 令和 3 年度、SNS やメール等、インターネットによる誹謗中傷等の小中学生の被害は、三重県で 188 件、松阪市で 16 件の届出がありました。今後も増加する可能性があるため、情報モラル教育等、啓発を図っていく必要があります。

- ⑦ 犯罪被害者等が抱える問題や負担軽減を図るため、犯罪被害者支援窓口を開設、松阪市犯罪被害者等支援要綱、松阪市犯罪被害者等日常生活支援事業実施要綱を制定し、支援体制を整えましたが、今後も社会情勢等を考慮し、制度の充実を図っていく必要があります。

5-3 取組課題

- (1) 地域で、子どもだけではなく、女性や高齢者等も含めて見守っていく体制が必要です。また、地域住民と子どもの保護者が交流できる環境づくりに取り組むことが望まれます。
- (2) 住民自治協議会や自治会、自主防犯パトロールなどの団体が中心となって、安全で安心して暮らすことができる地域づくりを更に推進していくことが必要です。
- (3) 企業や店舗に、見守り活動への協力をより積極的に働きかけていくことが望まれます。
- (4) 必要な場所に、防犯カメラや防犯灯を増設することが望まれます。
- (5) 振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺被害に歯止めをかけるために、松阪市特殊詐欺等被害防止機器購入補助金制度を周知するとともに、特殊詐欺被害の防止の啓発について引き続き実施していくことが必要です。
- (6) SNS のインターネット上でのトラブルを減少させるため、家庭や保護者に加えて、児童生徒への啓発や注意喚起が必要です。
- (7) 「犯罪被害者支援窓口」、「松阪市犯罪被害者等日常生活支援事業」の制度の更なる周知や、「みえ犯罪被害者総合支援センター」での活動内容、相談内容のPRを行う必要があります。

5-4 行動計画の指標

目標設定指標	基準値（令和3年度）	目標値（令和6年度）
自主防犯パトロール団体数 及び会員数	43 団体 約 1,390 名	45 団体 約 1,500 名
子どもを守る家(※7)の軒数	3,207 軒	3,300 軒
特殊詐欺等の防犯啓発回数	—	14回(年)
特殊詐欺等被害防止機器 購入補助金による補助件数	—	70件
防犯カメラ設置補助台数	—	10台(年)

5-5 具体的な行動

(1) 市の制度を活用した犯罪抑制

① 主な取組

- 松阪市防犯カメラ設置補助金により、自治会の防犯カメラ設置を支援します。
- 松阪市特殊詐欺等被害防止機器購入補助金制度を活用し、特殊詐欺等の被害防止を図ります。

② 概要

全国的に防犯カメラの映像が事件解決のきっかけになるなど、クローズアップされる機会が多くなってきており、犯罪の予防や証拠映像の撮影、設置された地域の不安軽減など、防犯カメラへの有効性や需要も高まっています。

松阪市では平成 30 年度より「松阪市防犯カメラ設置補助金」制度を制定しました。併せて「松阪市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱」、「松阪市防犯カメラ設置補助金交付要綱」を制定し、市内の自治会に対して制度の案内を行い、設置の補助を実施しています。

松阪警察署・松阪市・地域等と協力し、適正な防犯カメラの運用を推進していきます。また、公園など過去に器物損壊被害があった市の施設についても、防犯カメラの導入推進を図っていきます。

特殊詐欺の被害は依然として発生し続けています。そのため、令和 3 年度から「松阪市特殊詐欺等被害防止機器購入補助金」制度を制定し、自動録音機能装置の防犯機能がある電話機器等の購入費用の一部補助を行っています。

③ 推進主体

市（地域安全対策課）・松阪警察署・地域(住民自治協議会や自治会等)・事業所

(2) 地域と連携した防犯対策の推進

① 主な取組

- 防犯パトロール活動を活発にするため、自主防犯パトロール団体を積極的に支援し団体数の増加を図ります。
- 地域とともに「子どもを守る家（※11）」の軒数を増やし、防犯対策の強化を図ります。
- 防犯灯、街灯の設置について、地域や道路管理者などの協力のもと、夜間でも明るいまちづくりを推進します。
- 「地域ふれあいタウンウォッチング（※12）」を小学校や地域で開催し、防犯だけでなく、交通安全や防災について、子どもが自ら考え、気づきや学ぶ場とします。子どもと保護者、地域住民、教職員、行政が一緒になって、学校周辺の危険箇所や安全な箇所などについて考え、今後の地域づくりのきっかけをつくることを目的とします。
- 教育委員会では、出前講座や講演などを行い、SNS上のトラブルやネットモラルの啓発に取り組み、SNSの利用やインターネットの利用などの啓発リーフレット配布を行っています。また、タブレットの使用方法などについて、各校、児童生徒に掲示しています。地域安全対策課は、教育委員会と連携し、情報共有と情報発信を行っています。

② 概 要

松阪市の刑法犯認知件数は、減少傾向にあるものの、依然として空き巣、忍び込み、特殊詐欺等が発生しており、市民に身近に感じられる犯罪は発生し続けています。このため、犯罪者へ「見せる」取組及び主な防犯対策について、以下の施策に取り組んでいきます。

- 夜光反射材付ベストなどを着用した地域防犯パトロール活動において、更なる充実を図り、犯罪抑止を推進していきます。住民自治協議会、松阪地区生活安全協会など関係団体との連携を強化し、地域防犯活動の規模拡大を推進していきます。
- 自主防犯パトロール活動を積極的に支援し、犯罪抑止を推進していきます。青色防犯パトロールを新規に設立する団体には、ドライブレコーダーを支給し、「動く防犯カメラ」による犯罪抑止を図っていきます。

- 「子どもを守る家」の軒数増加を図り、犯罪抑止を推進していきます。
- 住民自治協議会や自治会をはじめとした地域、学校、松阪市自主防犯パトロール団体と連携し、「子どもを守る家」の軒数を増やし、視覚からの犯罪抑止を図り、子どもが安心して生活できる環境の強化を推進します。通学路等において、子どもに危険が及ばないように活動している地域の防犯パトロール団体などの活動を支援します。また、市職員による青色防犯パトロールについても、引き続き実施し、不審者等から子どもの安全確保を図ります。
- 防犯灯については、住民自治協議会や自治会などの地域の協力のもと、また、街灯については、地域から要望が提出された場合は道路管理者に要請し、夜間でも明るいまちの実現を図り犯罪抑止を推進します。
- 振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺被害を抑止するため、市民に身近な啓発を実施していきます。特に高齢者が被害に遭うケースが多く被害額も高額になることが多いため、出前講座の開催やイベントでの街頭啓発活動などで、身近に起こる犯罪であることを理解してもらうための啓発を推進していきます。
- 「地域ふれあいタウンウォッチング」については、小学校や地域からの強い要望もあることから引き続き実施していきます。交通安全、防犯、防災についての理解を進め、児童だけでなく、地域や学校、行政が一体となって取り組み、安全・安心なまちづくりのための意識向上を図ります。

③ 推進主体

市(地域安全対策課、学校支援課)・学校・松阪警察署・地域(住民自治協議会や自治会等)・事業所・道路管理者

(3) 犯罪被害者支援の推進

① 主な取組

- 犯罪被害者支援窓口(※13)による各種手続きのワンストップ化、関係機関への連絡などにより、利用者の負担軽減を図ります。
- 平成31年4月に「松阪市犯罪被害者等支援要綱」、「松阪市犯罪被害者等日常生活支援事業実施要綱」を制定し、配食サービス事業、居宅特殊清掃事業を制度化し、支援体制を整えました。今後も、犯罪被害者に対する支援については、市として実施すべき支援策を推進していきます。
- 「犯罪被害者支援窓口」、「松阪市犯罪被害者等日常生活支援事業」の制度の周知、「みえ犯罪被害者総合支援センター」での活動内容、どのような相談を受けられるか等のPRを、市広報、ホームページ、松阪ナビ等で行っていきます。

② 概 要

松阪市の刑法犯認知件数は平成 14 年をピークに減少し、令和 3 年の認知件数は 651 件となっています。しかし、犯罪が減少したとはいえ、凶悪な事件は毎年のように発生しており、犯罪被害者に対する誹謗中傷なども後を絶ちません。

犯罪被害者等は、かけがえのない生命や健康、財産を奪われるといった直接的な被害に加え、周囲からの配慮に欠けた対応による精神的被害を受けたりすることもあります。また、さまざまな手続きに係る時間や労力などの身体的及び精神的負担や経済的な損失など、副次的な被害が生じることも少なくありません。被害後に生じる様々な問題に苦しめられます。このような問題は、総じて「二次的被害」といわれています。

誰もが犯罪の被害者となる可能性がある今日、犯罪防止や犯罪被害者等のための様々な取組や支援を推進することが、犯罪被害者等の権利利益の保護・回復につながります。

松阪市では、平成 30 年 9 月に「犯罪被害者支援窓口」を設立しました。また、平成 31 年 4 月に「松阪市犯罪被害者等支援要綱」、「松阪市犯罪被害者等日常生活支援事業実施要綱」を定め、市として取り組むべき、「食」と「住」の部分における支援を実施することにより、犯罪被害者等の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図っていきます。

犯罪被害者やその家族の方は、犯罪による生命、身体等への直接的な被害だけでなく、精神的ショックによる心身の不調や経済的負担など、さまざまな問題に直面します。松阪市としては、犯罪被害者等が抱える問題や負担軽減を図るため、今後も制度の充実に努めていきます。

③ 推進主体

市（地域安全対策課、戸籍住民課、保険年金課、高齢者支援課ほか）・学校・松阪警察署・みえ犯罪被害者総合支援センター・地域（住民自治協議会や自治会等）

新型コロナウイルス感染症の流行が社会に大きな影響を与える中、私たちの生活や経済は深刻な影響を受け、今も困難な状況が続いています。

また、少子高齢化が急速に進み、日本はこれまでに経験したことのない高齢化社会の入口に立っています。このように社会情勢が複雑化する中で、松阪市の交通事故の状況は、65歳以上の高齢者の被害者が約6割を占める状況が続いています。

防犯対策では、犯罪認知件数は年々減少しているものの、下げ止まりの傾向が見えます。還付金詐欺等の特殊詐欺被害のほとんどが、65歳以上の高齢者に集中しています。

今後、更に高齢化が進んでいく中で、高齢運転者による痛ましい交通事故や詐欺被害を未然に防ぎ、全ての市民が安全で安心な生活を送ることができる環境づくりを進めていくことが重要です。

日常生活を安全で安心におくることは、子どもから高齢者まで全ての市民の願いであり、交通事故や犯罪のないまちづくりは、市民が安全で安心に過ごすための基本です。

松阪市では、平成27年6月に「松阪市安全・安心施策推進協議会」を設立し、平成28年3月に「松阪市 安全で安心なまちづくりの推進に関する行動計画」を、平成31年3月には「松阪市 安全で安心なまちづくりの推進に関する行動計画 第二期」を策定し、年度ごとに目標の達成状況を確認しつつ協議を重ねる中で、取り組みを進めてきました。

今回策定した行動計画では、交通安全対策と防犯対策の2分野とし、現状と課題や行動計画の指標、具体的な行動等について見直しを行い取りまとめたものです。

本計画を基礎として、松阪市民全体が安全で安心に暮らせるまちづくりを実現するため、地域、行政、関係団体、事業所が連携した取り組みを推進していきます。

1 松阪市安全・安心施策推進協議会 委員名簿（敬称略 委員は五十音順）

役職	氏名	団体・機関名	役職名等	備考
会長	鈴木逸郎	第四地区住民協議会	教育部会顧問	
副会長	水谷勝美	松阪市住民自治協議会連合会	会長	
オブザーバー	山路克文	鈴鹿大学 こども教育学部	教授	
委員	浅沼千恵	三重県立学校長会 松阪地区	会長	
委員	井川東	松阪市青少年育成市民会議	副会長	
委員	井村彰	松阪商工会議所	事務局次長	
委員	上岡俊也	松阪地区生活安全協会	事務局長	
委員	塩谷明美	NPO 法人松阪子ども NPO センター	理事長	
委員	岡田知樹	松阪地区交通安全協会	事務局長	
委員	勝田英昭	松阪警察署	生活安全課長	
委員	小林正則	松阪市民生委員児童委員協議会連合会	理事	
委員	鈴木秀明	松阪警察署	交通第一課長	
委員	田所桂	あさみ住民自治協議会	防災部会長	
委員	谷口隆	高齢者安心見守り隊	隊員	
委員	中井正幸	松阪保健所	副所長兼室長	
委員	中西新	松阪市社会福祉協議会 福祉のまちづくり課	係長	
委員	長瀧裕香	松阪市PTA連合会	会計	
委員	西岡政信	松阪市社会福祉協議会	総務課長	
委員	花澤正美	中郷まちづくり協議会	会長	
委員	平岡直人	松阪地区医師会	会長	
委員	牧野修一	第二地区まちづくり協議会	副会長	
委員	村田学	松阪地区広域消防組合	参事官兼総務課長	
委員	山川良樹	松阪中央住民協議会	会長	
委員	山口裕紀	松阪市小中学校長会	会長	

2 松阪市交通安全条例

(目的)

第1条 この条例は、松阪市（以下「市」という。）における交通安全の確保に関する施策の基本を定めることにより、市民の安全で快適な生活の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 交通安全の確保は、市民の安全で快適な生活の実現の基本であり、交通事故及びこれによる死傷者を根絶するため、現在及び将来にわたって維持されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、市内に居住し、若しくは滞在し、又は通過する者（以下「市民等」という。）の生命、身体及び財産を保護するため、交通安全意識の高揚、道路交通環境整備等交通安全の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るよう努めるものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、交通に関する諸法令を遵守するとともに、市、その他関係行政機関及び交通関係団体（以下「関係機関等」という。）が実施する啓発等交通安全活動に協力し、日常生活を通じて自主的に交通安全の確保に努めなければならない。

(交通安全教育の推進)

第5条 市長は、市民等の交通安全意識の高揚を図るため、対象者及び地域の実情等に応じた交通安全教育を推進するものとする。

(広報啓発活動)

第6条 市長は、市民等に対し交通安全に関する広報啓発活動を積極的に行うほか、必要な情報の提供に努めるものとする。

(交通安全用具の普及)

第7条 市長は、幼児、児童、高齢者その他の交通弱者に対する交通安全を確保するため、反射器材、年少者用補助乗車装置その他の交通安全用具の普及に努めるものとする。

(松阪市交通安全の日)

第8条 市民等の間に交通安全についての関心と理解を深め、交通安全意識の向上を促進するため、松阪市交通安全の日を設ける。

2 松阪市交通安全の日は、毎月11日とする。ただし、当該日が松阪市の休日定める条例（平成17年松阪市条例第2号）第1条第1項第1号及び第2号に規定する市の休日に当たる場合は、その翌日とする。

3 市及び関係機関等は、松阪市交通安全の日には、広報啓発活動等の実施に努めるものとする。

(関係機関等への要請)

第9条 市長は、交通安全の確保を図るため必要があると認めるときは、関係機関等に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(交通死亡事故等発生時の措置)

第10条 市長は、交通死亡事故が発生したとき、又は特定の区間若しくは特定の地域に集中的に交通事故が発生したときは、現地調査を実施し、関係機関等と協議して総合的な交通事故防止対策を講ずるものとする。

2 市長は、交通死亡事故が連続して発生したときは、必要に応じ交通死亡事故多発警報又は交通死亡事故多発非常事態宣言を発令し、市民ぐるみの総合的な交通死亡事故の防止活動を推進するもの

とする。

(関係機関等との協力等)

第 11 条 市長は、この条例の目的を達成するため、関係機関等と協力するとともに、その活動に対し必要な支援を行うものとする。

(顕彰)

第 12 条 市長は、交通安全の確保について功労のあった団体又は個人を顕彰することができる。

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

3 松阪市交通指導員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における学童園児をはじめ、住民の安全な通行に資するため、交通指導員（以下「指導員」という。）の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(委嘱)

第2条 指導員は、次の各号に該当する要件をみたしているもののうちから、市長が1年以内の期間を定めて委嘱するものとし、再任を妨げない。

- (1) 本市に居住し、年齢20歳以上であること。
- (2) 地域の交通の状況についての知識を有し、人格及び行動について、社会的信望を有すること。
- (3) 活動に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。
- (4) 健康で活動力を有すること。

(地位)

第3条 指導員は、非常勤の名誉職とする。

(活動内容)

第4条 指導員は、次に掲げる活動を行なう。

- (1) 交差点、横断歩道等において、学童、園児、一般歩行者に対する安全な通行のための合図及び誘導
- (2) 交通安全に関する広報
- (3) 交通安全思想の普及
- (4) その他交通の安全と円滑に関し、特に必要と認めること。

(活動上の注意)

第5条 活動にあたっては、次に掲げることに注意する。

- (1) 交通法令その他法規を遵守すること。
- (2) 活動中取り扱った特異事項については、その都度報告すること。
- (3) 服装は端正に保ち、言語、態度は指導員としての品位の保持に努めること。

(報酬及び費用弁償)

第6条 指導員の活動は無報酬とし、研修及び訓練等への参加も無償とする。

(災害補償)

第7条 指導員が、定められた活動内容に従事中罹災したときは、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年松阪市条例第48号）の規定を準用する。

(貸与品)

第8条 指導員に対しては、別に定める制服及び携帯品を貸与する。

2 指導員は、指導員でなくなった場合において貸与期間の満了していない貸与品があるときは、これを返納しなければならない。

(研修)

第9条 指導員が資質向上するために、市長は県および警察機関その他交通安全推進機関等と協議のうえ、必要な研修及び訓練をおこなわなければならない。

(表彰)

第 10 条 指導員として、3 年以上委嘱されて、その後退任された指導員については、市長より感謝状を贈呈する。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この告示は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 3 月 23 日告示第 218 号)

この告示は、公表の日から施行する。

4 松阪市交通安全サポート事業所登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の交通安全を確保し「安全・安心な松阪（まち）づくり」を促進することを目的として、自主的に交通安全活動を実施する企業、事業所又は団体（以下「事業所等」という。）を松阪市交通安全サポート事業所（以下「サポート事業所」という。）として登録することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の対象)

第2条 登録の対象となるものは、松阪市内において、おおむね5人以上の従業員、構成員等（以下「従業員等」という。）を有する事業所等で、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 事業所等の従業員等の交通安全意識の高揚を図る活動とともに、広く市民のための交通安全活動を継続的に実施すること。
- (2) 市、警察等の関係機関が実施する施策に対し積極的な協力及び連携を図ること。

(登録期間)

第3条 登録期間は、登録の日から当該登録の日の属する年度の3月31日までとする。ただし、登録期間の末日までにサポート事業所から登録の取消しの申出がない場合は、当該登録は更に1年間更新されるものとする。

(支援等)

第4条 市長は、サポート事業所に対して、次に掲げる支援等を行うものとする。

- (1) 交通安全に関する情報の提供
- (2) 交通安全に関する教育教材の貸出し
- (3) 市ホームページ、各種広報媒体等における活動内容の紹介
- (4) 交通安全活動の功績が特に顕著であると認められるサポート事業所の表彰
- (5) サポート事業所の製品、印刷物、看板等への「松阪市交通安全サポート事業所」表示の承認
- (6) 前号に掲げるもののほか、サポート事業所から名入り啓発物品等の提供があった場合は、市が実施する啓発活動における当該啓発物品等の配布

(登録手続)

第5条 登録の申請をしようとする事業所等は、松阪市交通安全サポート事業所登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、登録の可否について審査し、登録することを決定したときは松阪市交通安全サポート事業所登録証（様式第2号。以下「登録証」という。）を申請者に交付し、登録しないことを決定したときは申請者に文書で通知するものとする。

(登録事項の変更)

第6条 サポート事業所は、登録事項に変更があった場合は、速やかに松阪市交通安全サポート事業所登録事項変更届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出があった場合は、登録事項を変更するものとする。

(登録の取消し等)

第7条 登録の取消しをしようとするサポート事業所は、松阪市交通安全サポート事業所登録取消申出書（様式第4号）に登録証を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申出があった場合は、登録を取り消すものとする。

3 市長は、サポート事業所が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を抹消することができ

る。

- (1) 登録事項に偽りがあった場合
- (2) この要綱に定める要件を満たさなくなったと認められる場合
- (3) その他市長がサポート事業所としてふさわしくないと判断した場合

4 市長は、前項の規定により登録を抹消した場合は当該登録を抹消したサポート事業所に文書で通知するものとし、通知を受けた事業所等は、登録証を速やかに市長に返還しなければならない。

(活動実績の報告)

第8条 サポート事業所は、当該サポート事業所における1年間の活動実績について、毎年度4月末日までに、松阪市交通安全サポート事業所活動報告書(様式第5号)により市長に報告しなければならない。

(活動実態の調査)

第9条 市長は、前条の規定に加えて、サポート事業所の活動実態を把握するため必要と認める場合は、当該サポート事業所に対し、交通安全活動の内容詳細について調査することができる。

2 サポート事業所は、前項の調査があった場合は、様式第5号を用いて市長に報告するものとする。

(事務局)

第10条 松阪市交通安全サポート事業所登録制度に関する事務局は、松阪市環境生活部地域安全対策課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

5 松阪市市民生活安全・安心防犯条例

近年、強盗、殺人事件等の凶悪犯罪から粗暴犯、窃盗犯罪（空き巣、自動車盗、自販機荒らし、ひったくり等）等の市民生活を脅かす身近な犯罪や悪質な訪問販売、電話勧誘等が増加の傾向にあり、市民の暮らしに大きな不安をもたらしている。

この不安を取り除き市民が安全で安心できる平穏な生活を享受し、さらには未来を担う子どもたちが、健全に育つ良質な社会環境を維持し創造していくことが求められている。そのためには、松阪市のみならず、市域で社会活動や事業を営むものすべてが、人権の擁護に配慮しつつ、それぞれの責務・役割を尊重し共有することで、人びとが安心して暮らすことのできる犯罪のない、良好なコミュニティ社会の形成に努めなければならない。そして市民の相互扶助の精神に根ざした市民自らによる活動や対策を実施していくことが重要であるとする。

犯罪のない『安全・安心な松阪（まち）づくり』に向け基本理念を明らかにするとともに、すべての人びとが安全で安心して暮らすことのできる松阪市を創造するため、ここに条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、地域における犯罪等を未然に防止するため、松阪市（以下「市」という。）、市民及び事業者が果たすべき責務を明らかにするとともに、市民の安全・安心の確保に関する施策（以下「生活安全施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、市民が安心して生活し、又は市への来訪者が安心して滞在することができる『安全・安心な松阪（まち）づくり』の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民とは、市内に住所又は生活又は活動の拠点を置く者、滞在者等をいう。
- (2) 事業者とは、市内で事業を営む個人、法人又は団体をいう。

（市の責務）

第3条 市は、市民が安心して生活し、又は滞在することができるよう、次に掲げる生活安全施策を実施するよう努めなければならない。

- (1) 『安全・安心な松阪（まち）づくり』を進めるために必要な知識の普及、情報の提供その他啓発活動の推進に関すること。
- (2) 警察機関をはじめとする関係行政機関や関係団体及び市民との緊密な連携に関すること。
- (3) その他『安全・安心な松阪（まち）づくり』を達成するために必要な事項に関すること。

2 施策の計画、実施にあたっては、第7条に規定する市民生活安全・安心施策推進協議会において協議を行うものとする。

3 市は、公正な職務の遂行を損なう行為又は市民生活を脅かす行為若しくは暴力等社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図ろうとするすべての行為に対して、毅然とした対応をするために、警察等関係行政機関との連携を図るものとする。

（市民の責務）

第4条 市民は、自らの安全を確保するために次に掲げる措置を講じるとともに、地域の安全に関する活動に取り組み、市が実施する『安全・安心な松阪（まち）づくり』に協力するよう努めなければならない。

- (1) 常に安全・安心に関する意識の高揚と情報の収集に努めること。

(2) 犯罪の発生を未然に防ぐため、日常生活の安全を確保すること。

(3) 市民が相互に協力して自主的な地域安全活動を推進すること。

2 前項に規定するもののほか、何人も犯罪行為に遭遇した場合、速やかに警察機関へ通報すること。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たって犯罪等の発生を防止するために次に掲げる措置を講じるとともに、市が実施する第3条に規定する施策に協力するよう努めなければならない。

(1) 事業に伴う管理所有物等を適正に管理すること。

(2) 地域安全活動に積極的に参加及び貢献すること。

(3) 従業者に対して地域安全運動、研修会等への参加の機会を提供すること。

(4) 住宅、商業施設等の建設及び分譲に当たっては、当該区域内での防犯上の安全対策を講じることと努めるとともに、市、警察等関係行政機関の施策と整合性を図ること。

(基本計画)

第6条 市長は、生活安全施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民の安全・安心の確保に関する基本的な計画（以下「生活安全・安心基本計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、生活安全・安心基本計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ市民生活安全・安心施策推進協議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、生活安全・安心基本計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(市民生活安全・安心施策推進協議会の設置)

第7条 第1条に掲げる『安全・安心な松阪（まち）づくり』を目指し、その実現のために、市、市民、事業者及び警察等関係行政機関その他関係団体が、相互に連携及び協力し、各種の施策を円滑かつ総合的に推進するため、市民生活安全・安心施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 市、市民及び事業者等は、地域社会の安全・安心を達成するため、協議会で協議、決定された施策の実施と実現に関して、それぞれの責務に努めることとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

6 松阪市安全・安心施策推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、松阪市市民生活安全・安心防犯条例（平成17年松阪市条例第231号）第7条の規定に基づき、松阪市安全・安心施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(委員)

第2条 協議会の委員は、30人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 安全・安心のための地域活動を行う団体の代表者又は構成員
- (2) 地域の安全・安心の確保に関し識見を有する者
- (3) 保健、福祉及び医療関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 公職の故をもって委員となった者の任期は、その職にある期間とする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議事項)

第4条 協議会は、市民安全安心事業に関し、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 市が定めようとする生活安全・安心基本計画に関すること。
- (2) 安全・安心な松阪（まち）づくりに関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (3) 地域社会の安全・安心を達成するため、施策の構築と実現に努めること。
- (4) その他協議会の目的達成に必要なこと。

2 協議会は、安全・安心施策を円滑かつ総合的に推進するため、市長に対して意見を述べることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(議事)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、その会議の議長となる。

2 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、地域安全対策課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償は、松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年松阪市条例第53号）の定めるところにより支給する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日規則第 38 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日規則第 25 号）

この規則は、公布の日から施行する。

7 松阪市防犯カメラ設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域における自主的な防犯活動を推進するため、防犯対策の一環として自治会が実施する防犯カメラの設置に係る経費の一部を補助することにより、防犯カメラの設置の推進を図り、もって、安全・安心なまちづくりを推進することを目的とし、予算の範囲内で松阪市防犯カメラ設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、松阪市補助金等交付規則（平成17年松阪市規則第63号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において防犯カメラとは、専ら犯罪の予防を目的に常設されたカメラ本体及び録画装置をいい、次に掲げる機能を有するものをいう。

- (1) 公道又は公道に面した公園等公共空間を撮影するためのもの
- (2) 夜間撮影が可能なもの
- (3) 24時間録画可能なもの

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、松阪市内の自治会（以下「自治会」という。）とする。ただし、1 自治会につき同一年度の申請は1回限りとする。

2 自治会は、補助金の交付を受けるために、次に掲げる条件を備えていなければならない。

- (1) 防犯対策を主目的としたもの
- (2) 防犯カメラの設置について、地域住民の合意が得られていること
- (3) 防犯カメラの設置に当たり、設置しようとする土地及び構造物の所有者又は管理者等の同意又は必要な許可を受けていること
- (4) 防犯カメラによる撮影について、当該撮影区域に公共用地以外の私有地の全部又は一部が含まれる場合、当該私有地の所有者等の同意が得られていること

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 防犯カメラ購入費
- (2) 防犯カメラ設置工事費
- (3) 防犯カメラが設置してあることを周知するプレート等の費用(カメラ1台につき3枚を上限とする。)
- (4) その他設置に係る調査費用など

2 防犯カメラの使用に係る電気使用料や保守点検費用等の維持管理費は補助対象外とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条第1項各号に掲げる補助対象経費の合算額に2分の1の補助率を乗じて得た額以内（当該金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、1自治会当たり10万円を上限とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする自治会は、松阪市防犯カメラ設置補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、設置事業に着手する前に市長に提出するものとする。

- (1) 申請書（様式第1号）

- (2) 防犯カメラ設置事業（変更）計画書（様式第 2 号）
 - (3) 設置場所及び撮影方向を示した地図
 - (4) 防犯カメラの購入及び設置に要する費用に係る見積書の写し
 - (5) 地域承認証明書（様式第 3 号）
 - (6) 設置同意願（様式第 4 号）の写し又は設置に係る許可証等の写し
 - (7) 撮影範囲に含まれることの同意願（様式第 5 号）の写し
 - (8) 防犯カメラ設置・運用規程
 - (9) その他市長が必要と認めたもの
- （補助金の交付の決定及び通知）

第 7 条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の決定をし、松阪市防犯カメラ設置補助金交付決定通知書（様式第 6 号）により自治会に通知するものとする。

2 市長は、補助金交付の目的を達成するため必要と認めたときは、交付の決定に際し条件を付することができる。

3 市長は、補助金を交付しない決定をしたときは、松阪市防犯カメラ設置補助金不交付決定通知書（様式第 6 号の 2）により自治会に通知するものとする。

（事業内容の変更等の申請）

第 8 条 補助金の交付決定を受けた自治会は、補助事業の内容を変更（廃止及び中止を含む。以下「変更等」という。）しようとするときは、変更等をする前に松阪市防犯カメラ設置補助金変更申請書（様式第 7 号。以下「変更申請書」という。）に第 6 条各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、変更のない書類についてはこの限りでない。

（事業内容の変更等の承認）

第 9 条 市長は、前条の変更申請書を受理したときは、変更等の内容を審査し、適当と認めたときは、松阪市防犯カメラ設置補助金変更承認通知書（様式第 8 号）により、自治会に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第 10 条 補助金の交付決定を受けた自治会は、防犯カメラ設置工事完了の日から 30 日以内に、松阪市防犯カメラ設置補助金実績報告書（様式第 9 号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 収支精算書(様式第 10 号)
- (2) 請求書及び請求内訳並びに領収書の写し
- (3) 設置場所の現況が分かる完成（納品）写真
- (4) 設置した防犯カメラにより撮影された画像データを印刷物として出力したもの
- (5) その他市長が必要と認めたもの

（完了検査の実施及び補助金額の確定）

第 11 条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、施工状況を確認するため、完了検査を実施するものとする。

2 市長は、前項の完了検査により交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金額を確定し、松阪市防犯カメラ設置補助金額確定通知書（様式第 11 号）により自治会に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 12 条 自治会は、前条第 2 項の確定の通知を受けたときは、速やかに松阪市防犯カメラ補助金請求書(様式第 12 号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求書が提出されたときは、速やかに自治会に対して補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 13 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。その場合において、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(遵守事項)

第 14 条 補助金の交付を受けた自治会は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 「三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」及び松阪市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱(平成 30 年松阪市告示第 号)に従い適切な運用及び維持管理を行うこと。
- (2) 防犯カメラの稼働日から起算して 5 年間は、その設置及び運用を継続すること。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。
- (3) 防犯カメラの運用を継続している間は、防犯カメラ運用報告書(様式第 13 号)を毎年度ごと、市長の定める時期までに提出すること。

(財産処分の制限)

第 15 条 補助金の交付を受けた自治会は、補助事業により取得した財産について、市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める耐用年数(同省令に定めのない財産にあつては市長が別に定める期間)を経過したときは、この限りでない。

2 自治会が市長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があつたときは、市長は、その収入額の全部又は一部を市に返納させることができる。

(検査等)

第 16 条 市長は、補助事業に関して必要があると認めるときは、自治会に対して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(終期等)

第 17 条 この要綱に基づく補助制度の終期は、特別な事情がない限り、令和 6 年 3 月 31 日とする。

2 前項に規定する終期が到来したときは、市は補助金交付について再検討し、継続又は廃止を決定するものとする。

3 目的が達成された事業については、補助期間内であっても補助金の交付を終了するものとする。

(書類の整備等)

第 18 条 自治会は、この補助事業に係る関係種類を、当該補助事業の属する市の会計年度の翌年か

ら5年間保管しなければならない。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

8 松阪市特殊詐欺等被害防止機器購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特殊詐欺等の犯罪被害を未然に防止するため、自動応答録音機能を有する特殊詐欺等被害防止対策機器の購入に要した経費に対し、予算の範囲内において交付する松阪市特殊詐欺等被害防止機器購入補助金に関し、松阪市補助金等交付規則(平成17年松阪市規則第63号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による補助金の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する、満65歳以上の者
- (2) 市税を滞納していない者

(補助対象機器)

第3条 補助対象機器は、電話による特殊詐欺被害を未然に防ぐことを目的に製造されたもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 自動応答録音装置等を有する特殊詐欺被害防止対策の機能付電話
- (2) 固定電話に外部接続可能な自動応答録音機能を有する機器

2 補助金の交付対象機器は、1世帯につき1台に限るものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、対象機器に係る購入費及びその設置に直接要する費用の合計額(付随するサービスの加入及び利用に要する費用等は含まない。)に2分の1の補助率を乗じて得た額以内(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、8,000円を限度とする。

(補助金の交付申請、実績報告及び請求)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象機器の購入取付け完了後、松阪市特殊詐欺等被害防止機器購入補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書(様式第1号)に、次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 購入機器の機能が記載されたカタログ又は取扱説明書(写し)
- (2) 購入機器の購入額(取付けに要する費用を含む。)及び購入機器の品名が記載された領収書、又は購入の事実を証する書面(写し)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請は、特殊詐欺等被害防止機器購入費補助金交付事業に係る実績報告書及び請求書を兼ねるものとする。

(補助金交付決定等)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、額の確定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定し、額を確定したときは、松阪市特殊詐欺等被害防止機器購入補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により不交付と決定したときには、松阪市特殊詐欺等被害防止機器購入補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

4 市長は、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

る。

(補助金の取消し)

第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金交付決定の内容又は市長が付した条件に違反したとき。
- (3) 市長が規定する期日までに前条の補助金の請求を行わないとき。
- (4) この要綱又は松阪市補助金等交付規則に違反したとき。
- (5) その他市長が不相当と認めるとき。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(終期等)

第9条 この要綱に基づく補助制度の終期は、特別な事情がない限り、令和6年3月31日とする。

2 前項に規定する終期が到来したときは、市は補助金交付について再検討し、継続又は廃止を決定するものとする。

3 目的が達成された事業については、補助期間内であっても補助金の交付を終了するものとする。

(調査への協力)

第10条 補助金の交付を受けたものは、市長が対象機器の使用状況等について調査を行う場合はこれに協力しなければならない。

(書類の整備等)

第11条 申請者は、この補助事業に係る関係種類等を、当該補助事業の属する市の会計年度の翌年から5年間保管しなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

9 松阪市犯罪被害者等支援要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた取組を推進し、市民が安全に安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的として行う犯罪被害者等の支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、誹謗中傷、報道機関（報道を生業として行う個人を含む。）による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、プライバシーの侵害等の被害をいう。
- (4) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (5) 関係機関等 国、三重県その他本市以外の地方公共団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(相談及び情報の提供等)

第3条 市は、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、庁内関係所管及び関係機関等との連絡及び犯罪被害者等が置かれている状況に応じた支援のために必要な調整を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援に関する相談窓口を設置するものとする。

3 前項に規定する窓口は、地域安全対策課に置く。

(基本的支援)

第4条 市は、犯罪被害者等の置かれた状況を考慮して、次に掲げる支援を行うほか、関係機関等の施策による犯罪被害者等への支援が適切に提供されるようにするものとする。

- (1) 犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするために行う、適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供に係る支援
- (2) 犯罪等の被害を受けたことにより従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対して行う、居住の安定に係る支援
- (3) 犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図ることを目的として行う、経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な支援
- (4) 犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な支援
- (5) 犯罪被害者等支援の充実を図ることを目的として行う、相談、助言、その他の犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修その他の必要な支援

(広報及び啓発)

第5条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について市民の理解を深めるとともに、犯罪被害者等が二次的被害を被ることのないよう、広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(民間支援団体との連携及び協力)

第6条 市は、犯罪被害者等の支援において民間支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため、情報の提供等必要な連携及び協力を行うものとする。

(犯罪被害者等の支援を行わないことができる場合)

第7条 市は、犯罪被害者等の被害が自らの行為に起因したものである場合又は犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合であって、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認めるときは、支援を行わないことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

10 松阪市犯罪被害者等日常生活支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪等により被害を被った犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資することを目的に、日常生活支援事業を実施するための必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪行為により死亡又は重傷病等の被害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 重傷病等 医師の診断により、療養の期間が1か月以上で、かつ、入院3日以上を要する負傷又は疾病をいう。
- (4) 特殊清掃 屋内外の汚染除去、血液除去、感染症予防のための消毒など原状回復や原状復旧を行うサービスをいう。

(事業内容)

第3条 市長は、松阪市犯罪被害者等支援要綱（令和元年松阪市告示第132号）第4条の規定に基づき、犯罪被害者等が再び平穏な日常生活又は社会生活を回復するために必要な、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 配食サービス事業
- (2) 居宅特殊清掃事業

(事業の実施)

第4条 市長は、前条に掲げる事業の全部又は一部を、適切な事業運営が確保できると認められる法人格を有する団体等に委託して、事業を実施することができる。

(対象者等)

第5条 事業の対象者（以下「利用者」という。）は、犯罪被害者等が次の各号に該当し、市長が真に必要なと認めた者とする。

- (1) 犯罪被害者及びその家族がサービス実施時に松阪市に住所を有すること
- (2) 犯罪被害者の家族が配偶者（事実婚を含む）又は被害者の二親等以内の血族であること
- (3) 警察等への照会等により被害事実が客観的に確認できること

2 居宅特殊清掃事業においては、犯罪現場となった前項の対象者の住居が松阪市内にあり、生活の本拠地と認められる場所であること。

(配食サービス事業)

第6条 市長は、犯罪被害者等の自宅等への食事の配達（以下「配食」という。）を次の内容により行うものとする。

- (1) 配食は、毎日1回、夕食のみとする。
- (2) 1食当たりの費用は、配達料を含み、1,000円を上限とする。
- (3) 配食利用期間は、原則30日以内とする。ただし、特段の事情が生じた場合はこの限りではない。

(居宅特殊清掃事業)

第7条 市長は、犯罪被害現場となった居室等の特殊清掃（以下「清掃」という。）を次の内容によ

り行うものとする。

- (1) 清掃費用は、400,000 円を上限とする。
- (2) 清掃居室は、原則 1 室とする。ただし、清掃箇所が複数に渡る場合は、清掃費用の上限の範囲内で対応することができるものとする。
- (3) 持家又は借家の別は問わない。

(申請)

第 8 条 利用者は、それぞれ次に掲げる日から 30 日以内に、犯罪被害者等日常生活支援事業利用申請書(様式第 1 号)に必要事項を記入のうえ市長に申請しなければならない。ただし、緊急時の場合は、事後に提出することができる。

- (1) 配食サービス事業においては、犯罪等の被害を受けた日
- (2) 宅特殊清掃事業においては、警察の捜査上、現場保存の必要性がなくなった日

(利用の決定)

第 9 条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかに審査し、犯罪被害者等日常生活支援事業利用決定通知書(様式第 2 号)により利用者に通知するものとする。

(費用負担)

第 10 条 事業の利用については、無料とする。

(決定の取消し及び費用の返還)

第 11 条 市長は、第 9 条の規定に基づく利用の決定を受けた者が、当該決定対象者に該当しなくなった場合又は不正な手続により当該決定を受けた場合は、当該決定を取り消すものとし、当該利用に要した額の範囲内において費用の返還を求めることができる。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

1 1 用語集

用 語		説 明
※ 1	市民意識調査	38 項目の施策について、「満足度」と「重要度」の観点からどのように感じているかを聴取し、市民が優先して求めている「最重点項目」を分析したもの。
※ 2	松阪市総合計画 ～明るいわ！楽しいわ！ 松阪やわ！～	松阪市を将来どんなまちにしていけるのかを思い描き、どのようなまちづくりをしていくかをまとめた市の最上位計画。現行の計画期間は令和2年度～令和5年度である。
※ 3	松阪市交通安全サポート 事業所	交通事故を減少させ市民の交通安全を確保するために、自主的な交通安全活動をしていただいている事業所。関係機関や地域住民と連携した交通安全活動を行うことで、ともに「安全・安心な松阪（まち）づくり」を目指している。
※ 4	横断歩道ハンドサインキ ャンペーン	横断歩道横断時の自らの安全を守るための交通行動として、「少し手を上げたりドライバーに顔を向けるなどして、横断する意思を明確に伝えること」、「安全を確認してから横断を始めること」、「横断中も周りに気を付けること」を促し、歩行者の安全の確保を図ります。
※ 5	まもってくれてありがと う運動	児童等が横断歩道を横断する際や横断後に、停止してくれた運転者に対して「ありがとう」と伝えたり会釈したりしてお礼の気持ちを表し、横断歩道が人優先であることを学び、横断歩道でのルールとマナーについて自然に理解できる取組です。また、運転者にも「止まらなければ」という気持ち（歩行者保護の気持ち）を起こさせ、安全運転意識の高揚と交通事故の減少を図ることを目的としています。
※ 6	高齢ドライバードラレコ 運転診断講習	高齢者にドライブレコーダー装着の教習車を運転してもらい、自動車教習所の教習指導員からアドバイスを受けることができる講習。家族の同乗を推奨している。
※ 7	松阪市交通指導員	学校や保育所・幼稚園などで、園児・児童・生徒等に対し交通安全教育や交通指導（交通整理・交通誘導ではない）を行う職員のこと。
※ 8	特殊詐欺	振り込め詐欺をはじめ、それに類似する手口の詐欺の総称。「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」「還付金詐欺」や「金融商品等取引名目の詐欺」など、時代に合わせて毎年のように様々な手口が出現している。

※9	自主防犯パトロール団体	<p>住民自治協議会や自治会等、地域の防犯ボランティアによる自主的な防犯パトロール活動を行う団体のこと。</p> <p>地域における犯罪抑止効果のほか、地域コミュニティの再生も期待されている。</p>
※10	青色回転灯 防犯パトロール団体	<p>自主防犯パトロール団体のうち、青色の回転灯を装備した自動車(青パト)を用いて防犯パトロールを行っている団体。</p> <p>警察から認定を受けた団体は、自動車に青色回転灯を装備してパトロールすることが認められている。</p>
※11	子どもを守る家	<p>子どもの登下校や放課後に、連れ去りや付きまといなどの行為による被害を未然に防ぎ、子どもを一時的に保護する緊急避難所として登録された民家のこと。</p> <p>設置推進団体により、民家や店舗へ設置協力者としての協力をお願いしている。</p>
※12	地域ふれあい タウンウォッチング	<p>地域の児童と保護者、地域住民、教職員、行政が一緒になって学校周辺の危険箇所について考える場を設け、今後の地域づくりのきっかけとなることを目的とし、学校の授業の場を活用して実施する。また、児童に交通安全、防犯、防災の視点を身につけてもらうことも目的とする。 (平成27年度から開始)</p>
※13	犯罪被害者支援窓口	<p>犯罪被害に遭われた方やそのご家族が、様々な悩みを相談することができる窓口。(平成30年9月開設)</p> <p>市役所で可能な手続き等のご案内や、支援を行っている関係機関・団体等をご紹介します、各機関の支援内容等についてご案内するなどして、問題解決に向けた支援を行っている。</p>

松阪市安全で安心なまちづくりの推進に関する行動計画（第三期）

令和5年2月発行

松阪市環境生活部地域安全対策課

〒515-8515

三重県松阪市殿町1340番地1

TEL 0598-53-4074

E-mail anz@div@city.matsusaka.mie.jp

URL <http://www.city.matsusaka.mie.jp>